



蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度 利用の手引き



目 次

はじめに	1
1. 蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは	1
2. 届出を行うことができる方	1
3. 届出に必要な書類	2
4. 届出の流れ	3
5. 届出受理証明書及び届出受理証明カード	4
6. 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付	5
7. 届出内容の変更	5
8. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還	5
9. 無効となる届出	6
10. 協定自治体間の転入・転出について	6
11. 利用できる蕨市の行政サービス	7
12. 制度に関するQ&A	8

はじめに

蕨市では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、令和5年7月1日から「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を開始します。

1. 蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、一方または双方が性的少数者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であることを市に届け出ると、市から「届出受理証明書」と「届出受理証明カード」を交付する制度です。

また、お二人のどちらかが一方と生計を同じくする子どもや親等がいる場合には、その方も含めた関係性を届けることができます。

2. 届出を行うことができる方

(1) パートナーシップの届出

双方又は一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティであるお二人で、以下の要件を満たす必要があります。

- ①届出日において、双方が成人に達していること。
- ②住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ◆双方が市内に住所を有していること。
 - ◆一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ◆双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること
- ③お互いが近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）でないこと。（養子縁組によって近親者となった者を除く。）
- ④配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。
- ⑤届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

(2) ファミリーシップの届出

パートナーシップの届出をされた方及び届出をしようとする方は、以下の要件を満たした場合、ファミリーシップも届出することができます。

- ①パートナーシップ届出者の双方又は一方の子（養子を含む）や親（養親を含む）等であること。
- ②パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であること。

3. 届出に必要な書類

届出を行う際には、次の4種類の書類が必要です。お二人分をご用意ください。

○パートナーシップの届出を行うとき

(1) 蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ◆届出以前の3か月以内に発行されたもの
- ◆本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要
- ◆一人1通の提出（同一世帯であれば1通で可）
- ◆転入予定の方は、転入後に速やかに提出してください
- ◆ファミリーシップの届出を希望の方は、ファミリーシップ対象者の氏名も記載されたもの（届出者との続柄と居住地の確認を行います）。

(3) 戸籍全部事項証明、独身証明書その他の婚姻をしていないことが確認できる書類

- ◆届出日以前3か月以内に発行されたもの
- ◆お二人が養子縁組をして同一戸籍であれば1通で可

(4) 本人確認書類

- ◆マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券、官公署が発行した免許・許可資格証明書など、顔写真がついているもの
- ◆有効期限のあるものは、期限内のもの

○ファミリーシップの届出を行うとき

(1) 届出者との関係性が確認できる書類

- 例）・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出者と同居の場合）
- ・戸籍全部事項証明書（届出者と同居していない場合）

- ◆届出日以前3か月以内に発行されたもの
- ◆住民票の写し等は、本籍地、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要
- ◆パートナーシップの届出に添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合はその書類をもってあてることができます。

(2) パートナーシップ届出者の双方又は一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類

4. 届出の流れ

(1) 事前予約（日程調整）

- ① 事前に市民活動推進室までご連絡ください。
- ② 届出の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。
- ③ 予約のご連絡は、届出を希望する日の7日前までにお願いします。

【予約連絡先】 蕨市市民生活部市民協働課

・電話：048（433）7745

・FAX：048（420）8028

・メール：siminsit@city.warabi.saitama.jp

・電子申請予約フォーム：右記の二次元バーコードから



※予約の際は、届出されるお二人の

- ① 氏名(フリガナ)
- ② 住所
- ③ 電話番号
- ④ 届出希望日(第3希望まで)をお伝えください。
もしくはFAX 番号

(2) パートナーシップ・ファミリーシップの届出

- ① 予約した日時に、届出をするお二人そろってお越しください
- ② 届出には必要書類を（2ページ参照）を忘れずにご持参ください

※書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

※届出はプライバシー保護のため、個室で対応します。

(3) 届出受理証明書及び届出受理証明カードの交付

- ① 届出から1週間後を目途に、届出受理証明書及び届出受理証明カードをお二人にそれぞれ1部ずつ交付します。
- ② 窓口交付の場合は、届出受理証明書及び届出受理証明カードの準備ができ次第、ご連絡の上、交付日時を決定します。
- ③ 窓口又は郵送による交付が可能です。届出時に希望交付方法を確認します。郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。届出の際に切手をお持ちください。

5. 届出受理証明書及び届出受理証明カード

(1) 届出受理証明書

様式第2号（第5条関係）

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号
年 月 日

蕨市長 

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第5条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出を受理したことを証明します。

届出者		
氏 名	様	様
通 称 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

ファミリーシップ対象者		
氏 名	様	様
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日

(2) 届出受理証明カード

表面

第 号
年 月 日

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード

蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出に関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を受理したことを証明します。

(本人) _____ 様 (パートナー) _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

 蕨市長 

裏面

この証明カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと市に届出されたことを証明するものです。

受理証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

この制度を利用する方の性の在り方（性自認、性的指向等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく他者に口外することはできません。

戸籍上の氏名（通称名使用の場合）	
(本人) _____ 様	(パートナー) _____ 様
ファミリーシップ対象者	
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生

6. 届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

届出受理証明書や届出受理証明カードの再交付を希望する場合は、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証等再交付申請書（様式第4号）の提出により、届出受理証明書や届出受理証明カードの再交付を申請することが可能です。詳しくはお問い合わせください。

<再交付理由>

- ◆破損したとき
- ◆紛失したとき
- ◆その他特段の事情があるとき

7. 届出内容の変更

届出内容に変更があった場合は、「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出内容変更届（様式第5号）」を提出してください。提出後、新しい受理証を交付します。変更する内容に応じて、2ページに掲げる書類が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

<変更理由>

- ◆届出者が市内に転入したとき
- ◆届出者が市内で転居したとき
- ◆届出者の氏名に変更があったとき
- ◆ファミリーシップを解消するとき
- ◆ファミリーシップを結ぶ者を追加するとき
- ◆その他届出内容に変更が生じたとき。

8. 届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還

次の場合は、届出受理証明書と届出受理証明カードを市に返還してください。

- ◆パートナーシップを解消したとき
- ◆届出者の一方又は双方が転出したとき
- ◆届出者の一方が死亡したとき
- ◆届出者の一方又は双方が届出の取り下げを希望するとき
- ◆届出に関する要件を満たさなくなったとき。

※転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により届出者の一方が一時的に市外に転出した場合を除きます。

9. 無効となる届出

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの届出を無効とします。無効となった受理証明書等は市に返還してください。

- ◆パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき
- ◆届出の内容に虚偽があったとき
- ◆不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき

※届出の内容に虚偽があったときや不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、届出受理証明書の交付番号を公表する場合があります。

10. 協定自治体間の転入・転出について

蕨市と連携協定を締結している自治体間（以下、「連携協定締結自治体」）で転入・転出し、引き続き蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を継続する場合、手続きや提出書類を一部省略できます。なお、協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 蕨市から転出する場合

蕨市から連携協定自治体へ転出する場合、届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還は必要ありません。

転出先の自治体によって手続きが異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

(2) 蕨市に転入する場合

連携協定締結自治体から蕨市へ転入する場合、以下の書類を提出することで、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付します。手続きを希望する日の7日前までに電話、FAX、メール、電子申請のいずれかにて、届出日を予約してください。

【必要書類】

- ・蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ継続届出書
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書（同一世帯であれば1通で可）
- ・転入前の自治体で交付を受けた受理証明書等
- ・本人確認書類（2ページ参照）

【予約連絡先】 蕨市市民生活部市民協働課

- ・電話：048（433）7745
- ・FAX：048（420）8028
- ・メール：siminsit@city.warabi.saitama.jp
- ・電子申請予約フォーム：右記の二次元バーコードから



※予約の際は、届出されるお二人の

- ①氏名(フリガナ) ②住所 ③電話番号 ④届出希望日(第3希望まで)をお伝えください。
もしくはFAX 番号

(3)留意事項

- ・継続届出には、連携協定締結自治体間での情報提供への同意が必要です。
- ・継続届出の手続きが完了した後は、「蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」の取り扱いに則ります。
- ・ご提出いただいた受理証明書等は返却できません。

11. 利用できる蕨市の行政サービス

行政サービス名称	内容
市立病院での病状説明	パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書及び届出受理証明カードをご提示いただくと、患者のパートナーと認め、病状や治療方針に関する説明及び入院手続等について、医師から説明を受けることができます。
市営住宅の入居申込	入居資格の一つの親族要件の確認書類として、受理証明書及び受理証明カードにより、親族要件を満たしているものとします。
救急搬送先に関する情報提供	パートナーの救急搬送先の確認に、受理証明書及び受理証明カードを活用可能とし、救急搬送された場合、証明書等を提示いただくと、家族として搬送先に関する情報提供を受けられます。
住民票の発行*	本人確認や関係性を確認する手段として、受理証明書及び受理証明カードが利用できます。 *：同一世帯であることが必要です
続柄の名称変更*	
り災証明書の発行*	
税証明*	
保育園の送迎	
災害弔慰金	
障害者自動車燃料費の助成	
埼玉県国民健康保険団体連合会が指定した保養施設の宿泊利用助成の申請*	

12. 制度に関するQ&A

Q1. この制度と婚姻制度はどのような違いがありますか。

A1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、権利義務等の法的保護が発生しますが、本制度は、市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか。

A2. 法律上の夫婦と同様に人生のパートナーとして生活しながらも、その関係性を証明する手段が乏しい性的少数者のお二人を公的に証明し、生活上の困難や生きづらさを少しでも軽減するために実施するものです。この制度をきっかけに、自分らしく活躍することができる社会づくりが進んでいくことを期待しています。

Q3. 届出ができるのは、同性のパートナーだけですか。

A3. 双方又はいずれか一方が性的少数者(性自認が戸籍上の性別と異なる方及び性的指向が異性のみでない方)であれば、性別にかかわらず届出はできます。

Q4. 同居していないと届出できませんか。

A4. パートナーシップを結ぶお二人が、市内在住であれば、同居でなくても届出は可能です。また、ファミリーシップ対象者については、住所に関する要件はありませんので、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも条件を満たせば届出ができます。

Q5. パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか。

A5. 継続的な共同生活とは、お互いに協力し合い、2人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q6. 養子縁組をしても、届出はできますか。

A6. お二人が近親者(養子縁組によって近親者となった場合を除く)でなければ、パートナーシップの届出が可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q7. 制度の利用に費用はかかりますか。

A7. 制度の利用や受理証明書と受理証明カードの発行に費用はかかりません。ただし、届出の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q8. 届出をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A8. 届出をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票の記載事項に記載はされません。

Q9. 通称は使用できますか。

A9. 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類(社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料)を届出時に提示してください。



蕨市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度
～ 利用の手引き ～

(第2版)
令和6年4月発行

蕨市市民生活部市民協働課
TEL：048(433)7705
FAX：048(420)8028
メール：siminsit@city.warabi.saitama.jp